



高針台中学校

WEB 生徒手帳

目次

校章とその理由 校歌.....	1
学校生活の心得.....	2~3
身なりに関する規定.....	4~7
日課表.....	8
暴風警報等発令時の対応.....	9~10
図書室利用のきまり プール・体育館使用のきまり.....	11
プール・体育館使用のきまり.....	12
保健室利用のきまり 教育相談.....	13
高針台中学校生徒会会則 各委員会の仕事.....	14~16
生徒会組織図.....	17
こんなこと、どこに相談すればいいの？ SNSで相談できるの？.....	18
ストレス対処早見表.....	19
高針台中学校生徒会役員選挙規定.....	20
通学路について.....	21

校章とその由来



創立 昭和49年4月1日

校章 鷹の羽は高針の地名、日の出は位置をあらわしている。高針の地名は高台の開墾地という「高墾(たかはり)」から転化したものといわれているが、一説には、このあたりは、「鷹のとまり」と呼び、徳川家の御猟場であったともいわれている。また、この地は名古屋市の東部丘陵地帯に位置し、日の出によってあらわしている。

「高針台」という地域イメージを素地に創立の精神である「明るくたくましく」の象徴として制定された。

校歌

高針台中学校校歌
「真澄の空」

作詞 近藤 一一

一、真澄の空は晴れわたり

活気にみちる若き街

道はひとすじ堅忍の

心と身体鍛えゆく

ああ高針台中学校

二、青空高くそびえ立つ

わが学び舎の窓ひろし

スクラム堅く真実の

明日の文化を究めゆく

ああ高針台中学校

三、雲は流れるどこまでも

未来は遠く輝いて

三年の月日前進の

誓いの日々を励みゆく

ああ高針台中学校

学校生活の心得

1 登下校について

- (1) 午前8時25分までに授業の用意を整え自分の席に着く。午前8時25分以降に登校した場合は遅刻とする。8時40分以降に登校した場合は、職員室で遅刻連絡票を受け取ってから教室へ向かう。
- (2) 帰りの短学活は授業終了後すぐに始められるようにする。
- (3) 清掃終了後、係の生徒は教室の施錠を確認して下校する。
- (4) 登校後は下校するまで許可なく校外に出ない。
- (5) 登下校の途中で買い食いや寄り道などしない。
- (6) 自転車の通学は禁止とする。
- (7) 下校後、再登校をするときは、原則として学校生活と同様の服を着用し、徒歩で登校する。

2 授業

- (1) 教科書や用具を忘れたときは、事前に教科担任に届け、先生の指示を受ける。
- (2) 教科書や用具の貸し借りはしないようにする。
- (3) チャイムが鳴る前に準備をすませ、自分の席に着くようにする。
- (4) 始め、終わりの「起立」「礼」はしっかり行う。
- (5) 教室移動は放課中に完了し、施錠を忘れないようにする。また、移動のとき、職員室前の廊下は通らないようにする。

3 放課

- (1) 10分間放課は、トイレ、職員室への用事、次の時間の準備をし、室内で静かに過ごす。
- (2) 昼放課は、外へ出て元気に遊んだり、図書室で読書を楽しんだりした後、5限の予鈴で必ず教室に戻り、5限の始業時には授業の準備を整え、席に座っているようにする。
- (3) 体育館や武道場では遊ばない。

4 昼食

- (1) ミルクのパックとストローは、別にして回収場所までもっていく。
- (2) ミルクの飲み残しがないようにして、昼食終了後速やかに返却する。
- (3) 食事の時間はチャイムが鳴るまでは席を立たず、自分の席で静かに過ごすようにする。
- (4) ランチルームで昼食をとる場合はランチルームのマナーを守って食事をする。

5 職員室への出入り

- (1) 荷物は廊下に置いて、軽く一礼をし、原則として一人で行動する。
- (2) 生徒の出入りは後(東側)の入り口のみとし、職員室内及び職員室付近では静かに行動する。

6 持ち物

- (1) かばんは中に入ったものが外に出ないためのファスナー等がついたかばんを使用する。かばんの色は問わない。
- (2) 水筒又はペットボトルを持ってきてもよいが、中身は水又はお茶を原則とする。ただし、自身が必要と判断したときに、スポーツドリンクを持ってきてもよい。また、ペットボトルにはペットボトルカバーをつける。
- (3) 日焼け止めや、制汗シート、制汗剤を持ってきて使用してもよい。ただし、無香料でスプレータイプでないものを使用する。
- (4) 自身が必要と判断したときに、うちわや扇子を持ってきて使用してもよい。電子機器類は使用しない。
- (5) 自身が必要と判断したときに、カイロを持ってきてもよい。ただし、ポケットに入れて使用し、服の外に出さない。カイロは学校で捨てずに持ち帰る。電子機器類は使用しない。
- (6) 自身が必要と判断したときに、ひざ掛けを持ってきて使用してもよい。ひざ掛けの色や柄は問わない。
- (7) 時計は許可されたとき以外は持ってこない。
- (8) 遊び道具、スマートフォン等の通信機器、お菓子類、現金は持ってこない。
- (9) 持ち物には必ず名前を書く。
- (10) 校内での紛失物や落とし物は、ただちに担任か係の先生に届ける。

7 テスト

- (1) テスト期間中もかばん又はサブバッグで登校する。
- (2) テスト期間中、持ち物はすべてロッカーに入れておく。また、鉛筆、消しゴム等の筆記用具の貸し借りはしない。
- (3) 座席は、出席番号順に並び、テストが終了したら最後尾の生徒が裏返しで解答用紙を集め、監督の先生に渡す。
- (4) テスト中は水筒を身の回り置かず、ひざ掛けを使用しない。
- (5) テスト中は英単語や名前以外の漢字が書かれている上着を使用しない。
- (6) テスト一週間前からテスト終了前日まで、原則として部活動は中止とする。

8 その他

- (1) 生徒は職員玄関を使わない。
- (2) 教室内のロッカーには、許可された物以外は置いておかない。
- (3) 他学年の校舎や廊下は用もなく通行しない。
- (4) 校内放送で大切な連絡がされる場合があるので、放送が入ったら静かに聞く。
- (5) 学校の物品は大切に扱い、もしも壊したときには、担任か係の先生に速やかに届け出て指示を受ける。

身なりに関する規定

中学校生活のさまざまな場面で、どのような身なりがふさわしいか、以下の規定の範囲内で生徒自身が常に考え、よりよい学校生活を送ることができるように心掛ける。

1 制服

冬服

- 本校指定のブレザー、スラックス、スカート、長そでポロシャツを着用する。
- スカート丈はひざを床に付けたとき、スカートが床につく長さとする。



夏服

- 本校指定のスラックス、スカート、半そでポロシャツを着用する。
- スカート丈はひざを床に付けたとき、スカートが床につく長さとする。



冬服・夏服

- 名札は左胸に安全ピン等でとめる。
- ポロシャツの下に肌着を着用する。（肌着は無地の単色で、色は白、黒、紺、グレー、ベージュ、ワンポイント可）肌着の裾はスラックスやスカートの中に入れる。
- ブレザーやカーディガン等の上着を着用するときは、長そで・半そでポロシャツの裾をスラックスやスカートの中に入れる。
- ブレザーやカーディガン等の上着を着用せず、長そで・半そでポロシャツを着用するときは、長そで・半そでポロシャツの裾をスラックス、スカートの中に入れず、出したまま着用してもよい。

- ※ 制服（冬服・夏服）の移行期間は定めない。自ら判断して、気候や体調に適するものを着用する。
- ※ 冬服を本校の標準学生服とする。入学式、卒業式等の式日や、その他の指定された日や時間に、標準学生服の着用を指示する場合がある。
- ※ 学校内で生活をするときは、一番上に着用している服（ブレザーやポロシャツ、カーディガン、冬場のコートなど）の左胸に、必ず名札を着用する。

2 ベルト

- スラックスにベルトを着用する。（ベルトは無地の単色で、色は黒、紺、グレー、飾りのないもの）
- スカートにベルトを着用してもよい。（ベルトは無地の単色で、色は黒、紺、グレー、飾りのないもの）

3 くつ下

- くつ下を着用する。（くつ下は無地で、色は白、黒、紺、グレー、ワンポイントやライン入り可）

4 スリッパ

- 本校指定の学年色のスリッパを使用する。

5 くつ

- 運動ぐつを使用する。くつや、くつひものは問わない。

6 体育時の服装

- (1) （体操服 上）本校指定の白色半そでTシャツを着用する。
- (2) （体操服 下）本校指定の紺色ハーフパンツを着用する。
- (3) 寒いと感じるときは、本校指定のジャージ（上下）を着用してもよい。ただし、授業内容によっては半そでTシャツ、ハーフパンツでの活動を指示する場合がある。
- (4) 体育館シューズは本校指定のもの（くつひものは学年色）を使用する。

7 防寒具・防寒着

- (1) 寒さ対策として、登下校時にコートやダウンジャケット、ジャンパー等の上着を着用してもよい。
- (2) 体温調節や寒さ対策として、ストッキング、タイツ、レギンス、トレンカを着用してもよい。(ストッキング、タイツ、レギンス、トレンカは無地の単色で、色は黒、紺、グレー、茶、ベージュ)
ストッキングや足の指先まで覆うタイツを着用する場合は靴下を着用しなくてもよい。
- (3) 体温調節や寒さ対策として、セーターやニットベスト、カーディガンを着用してもよい。(セーターやニットベスト、カーディガンは無地で、色は白、黒、紺、グレー、茶、ベージュ、胸のワンポイントや襟ぐり・袖口・裾のライン可)
※ 半そでシャツ、長そで・半そでポロシャツの上にセーターやニットベスト、カーディガンを着用して登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。
- (4) 寒さ対策として、登下校時に手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳あて、ニットキャップを着用してもよい。
- (5) 寒さ対策として、制服での登下校時に部活動で使用しているジャージ等の上着を着用してもよい。
- (6) 体温調節や寒さ対策として、制服の上に本校指定のジャージ(上)を着用して登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。一番上に着用する本校指定のジャージに名前が入っている場合は、名札を着用しなくてもよい。
- (7) 上記(1)～(6)は体温調節や寒さ対策として、自身が必要と判断したときに着用してもよい。

8 気候の変化への対応について(通年 4月～3月)

- (1) 登下校時に、キャップタイプの帽子を着用してもよい。
- (2) 自身の判断でブレザーを着用せずに、登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。
- (3) 登下校時に、日傘を使用したり、日焼け予防用のアームカバーを着用したりしてもよい。

9 気候の変化への対応について（夏場 6月～10月限定）

- (1) 校則で規定されている身なりに加えて、夏場（6月～10月）は本校指定の体操服上下、本校指定のジャージ上下、および体操服とジャージを組み合わせ着用して登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。
- (2) 夏場（6月～10月）は保健体育科の実技の授業時は、本校指定の体操服上下に替えて、体操服以外（私服）のTシャツ・ハーフパンツを着用してもよい。Tシャツ・ハーフパンツは、飾りがついていたり露出が多かったりしない運動に適したものを着用する。色、柄は問わない。内側のタグなどに、必ず記名をする。
- (3) 私服のTシャツ・ハーフパンツでの登下校はしない。
- (4) 屋外での保健体育科の実技の授業時に、キャップタイプの帽子を着用してもよい。キャップタイプで首の後ろを保護する布が付いたものを着用してもよい。
- (5) 首を冷却するグッズを首に掛けて登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。ただし、冷凍したものを首にあてて使用するもののみとし、電子機器類は使用しない。また、保健体育科の実技の授業時は使用しない。他教科においても授業内容によって、はずすことを指示する場合がある。
- (6) タオルを首に掛けて登下校をしたり学校内で生活をしたりしてもよい。また、水で濡らし冷やすタイプのタオルを使用してもよい。

10 気候の変化への対応について（冬場 11月～3月限定）

- (1) 寒さ対策として登下校時に着用しているコート等の上着を、校舎内で着用して生活してもよい。上着を重ねてもよいが、上着の下は校則で規定されているポロシャツやブレザーを着用する。学校内で生活をするとときは、一番上に着用している服の左胸に、必ず名札を着用する。
- (2) 寒さ対策としてマフラーやネックウォーマーを、校舎内で着用して生活してもよい。

11 頭髪

- (1) 清潔に心掛ける。
- (2) パーマ、染髪、脱色、整髪料等は禁止とする。
- (3) 自身が必要と判断したときに、髪をゴムでしばったり、ピンでとめたりする。（ゴムの色は、白、黒、紺、グレー、茶、ピンの色は黒、紺）
- (4) 保健体育科の実技の授業時は、髪が肩より長い場合はゴムでしばる。他教科においても、授業内容によっては髪をしばることを指示する場合がある。

12 その他

- ・ 化粧、ピアス、アクセサリー等はしない。

日課表

A帯		B帯	
登校	8:00～ 8:25	登校	8:00～ 8:25
短学活・移動	8:25～ 8:40	短学活・移動	8:25～ 8:40
1限目	8:40～ 9:30	1限目	8:40～ 9:25
2限目	9:40～10:30	2限目	9:35～10:20
3限目	10:40～11:30	3限目	10:30～11:15
4限目	11:40～12:30	4限目	11:25～12:10
昼食・昼休み	12:30～13:05	昼食・昼休み	12:10～12:45
5限目	13:10～14:00	5限目	12:50～13:35
6限目	14:10～15:00	6限目	13:45～14:30
短学活・清掃	15:00～15:30	短学活・清掃	14:30～15:00

部活動	最終授業の終了時刻から30分後より2時間の範囲内で活動 ただし、下校完了時間を超えて活動することはできない
-----	--

集会、生徒集会 各月1回
生徒議会 月1回
各種委員会 月1回

授業後の活動について

- 1 部活動や委員会活動などの用がない生徒は、帰りの短学活・清掃後はすみやかに下校する。
- 2 部活動・委員会活動など、担当の先生が付き添って活動している場合の下校完了時刻

4月～9月 17:30下校完了

(部活は A 帯17:30下校完了、B 帯17:00下校完了)

10月～3月 17:00下校完了

- 3 授業後の活動は担任や担当の先生に届け出る。
- 4 次の事項に該当する場合は授業後の活動をすることができない。
 - (1) 事前に家庭の了解を得ていない場合
 - (2) 担任や担当の先生に届け出て、了解を得ていない場合
- 5 授業後の活動をする生徒は衣類、かばん等の所持品を、活動する場所に持参し、しっかり管理をする。

暴風警報等発令時の対応について

1 「暴風警報」「暴風雪警報」が「名古屋市」に発令されたとき

①	登校前 在宅時	自宅で待機。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	緊急メール等にて家庭連絡し、速やかに下校。 場合によっては学校で待機。
④	下校中	そのまま下校し、その後については「①登校前・在宅時」に準じた対応。

2 「特別警報」が「名古屋市」に、「避難指示」が「高針台中学校区」に発令されたとき

①	登校前 在宅時	自宅で待機。学校への避難など、家庭ごとに対応。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	授業を打ち切り、そのまま学校で待機。緊急メール等にて家庭連絡。 (保護者の方は、引き取る場合も学校に避難する場合も、速やかに学校へお越しください。)
④	下校中	そのまま下校し、その後については「①登校前・在宅時」に準じた対応。

3 上記1・2の発令が解除されたとき

①	午前6時までに解除	通常の授業を行う。
②	午前6時から午前11時の間に解除	午後の授業を行う。 昼食をとり、授業開始15分前に登校。
③	午前11時までに解除されなかった場合	当日の授業は行わず、臨時休業日とする。

4 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「波浪警報」「高潮警報」が「名古屋市」に発令されたとき

①	登校前 在宅時	通常の授業。通学路に危険が予想されるときは登校を見合わせ、その旨を学校へ知らせ、危険が去りしだい登校。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	通常授業継続。安全確認の後に下校。
④	下校中	そのまま下校し、自宅で待機する。

5 「南海トラフ地震臨時情報」発生時の対応

※ 「南海トラフ地震臨時情報」の発表は直ちに大規模の地震発生を予測するものではありませんので、原則通常通りです。

①	登校前 在宅時	学校から連絡がない限り、通常通り登校。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	緊急メール等にて家庭連絡し、状況によっては保護者引き取りにより下校。
④	下校中	そのまま下校し、その後については「①登校前・在宅時」に準じた対応。

6 大規模な地震(震度5強以上)が発生したとき

①	登校前 在宅時	学校から連絡があるまでの間、臨時休業日。
②	登校途中	原則としてそのまま登校。 その後については「③在校中」に準じた対応。
③	在校中	教育活動を打ち切る。緊急メール等にて連絡。生徒引き渡し確認書で確認後、保護者引き渡し。翌日以降、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日。(保護者の方は引き取る場合も避難所として学校にとどまる場合も、速やかに学校へおこしてください)
④	下校中	そのまま下校し、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日。

7 その他

- ・ スクールランチは台風の接近状況で「非常用給食」に変更されることがあります。ランチの準備ができているときは、状況に応じてランチを食べて下校することもあります。
- ・ 教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日、土日祝を問わず、前日午前12時までに教育委員会より「なごやっ子あんしんメール」と「教育委員会ホームページ」で休校をお知らせします。

図書室利用のきまり

1 開館時間

月～金の昼放課

A帯 12:50～13:05

B帯 12:30～12:45

※原則として、行事日・長期休業中は休館する。

2 図書の貸出

(1) 手続きのしかた

名札をつけて来館し、借りたい本を受付の図書委員に提示する。

(2) 期間

1週間以内

(3) 冊数

2冊以内(夏休み、冬休みは3冊まで)

(4) 貸出できない図書

禁帯出ラベルの本、バーコードの貼られていない本

3 図書の返却

(1) 手続きのしかた

返す本を受付に持参し、図書委員に返却手続きを取ってもらった後、元の場所に戻す。

(2) 返却遅れについて

返却遅れの図書がある場合、新たな本の貸出には応じない。

4 館内閲覧での注意

(1) 利用した本は、必ず元の場所へ戻す。

(2) 図書を利用する目的以外で入館しない。

(3) 私語や他人に迷惑となる行為をしない。

(4) カバンや袋類、私物を館内に持ち込まない。

5 その他

(1) 紛失や破損してしまった場合は、速やかに担当の先生に申し出る。

(2) 進級処理手続きの都合上、3年生は2月中、1・2年生は3月中の貸出は停止、館内のみの利用とする。

プール使用のきまり

- 1 無断で入場しない。(先生の許可を得る)
- 2 水泳の心得
 - (1) 体調が悪かったら泳がない。(先生に申し出る)
 - (2) 土足でプール場内に入らない。(汚さない)
 - (3) 水泳監督者の指示に必ず従う。
- 3 服装および更衣
 - (1) 水着、水泳帽を着用する。
 - (2) 更衣は所定の場所で行う。
- 4 水泳禁止となる病気
 - (1) 慢性疾患(心臓病を含む循環器の病気、てんかん、腎臓病など医師から指示のあったもの)
 - (2) 急性疾患(発熱、下痢、結膜炎、耳鼻科疾患、伝染病、皮膚病など、医師から指示あるいは保護者から報告のあったもの)
 - (3) 結核(陽転1年以内の者で、医師から指示のあったもの)
 - (4) 判断に迷うものは、医師の指示を受ける。

体育館使用のきまり

- 1 放課・昼放課は使用できない。
- 2 館内の施設・用具・ステージ・ピアノ・椅子などは先生の許可を得て使用する。
- 3 体育館には(土足厳禁)砂・ゴミ・ほこりなどを持ち込まないようにする。
- 4 使用後は必ず床の清掃をし、用具の点検や整理・整頓に気を付け、使用者が責任をもって戸締りをする。
- 5 体育館の施設や用具が破損したときは、必ず先生に届出るようにする。
- 6 体育館では専用の体育館シューズを必ずはくようにする。
- 7 カギは体育館を開けたあと、先生に渡す。
- 8 電燈の使用は許可を得てから行う。
- 9 放送室へは係以外のものは入らないようにする。

保健室利用のきまり

1 保健室はこんなところ

- (1) 健康診断や身体測定を行う。
- (2) 外傷や病気の応急処置を行う。
- (3) 傷病者の休養の場。
- (4) 外傷、病気、心の悩み等の健康相談を行う。
- (5) 保健に関する資料や本、統計等を保管する。
- (6) 保健に関する調査を行う。
- (7) 健康委員の活動の場。

2 保健室内での注意

- (1) 保健室内では、常に静かにする。
- (2) 病人、けが人が出たときは、健康委員が付き添い、担任・教科担任の先生への連絡をきちんとする。
- (3) 薬品等、保健室内の器具・物品を勝手に使用しない。
- (4) 保健室での休養は原則1時限までとする。

教育相談

からだとともに心も大きく成長する中学生の時期は、さまざまな悩みや不安の多い時期でもあります。そんな時、誰かに相談すると、気持ちが楽になったり、解決のヒントが見つかったりすることがあります。相談内容については、秘密を守りますので、安心して相談してください。

ときには、担任の先生に限らず、他の人に相談するのも良いでしょう。

なお本校では、子ども応援委員会による相談活動も行っています。

・ 場所 南校舎2階「with you」

・ 申し込み方法

- ① 子ども応援委員会の人に申し込む。
- ② 担任の先生や学年の先生、または保健室の先生に申し込む。
- ③ 子ども応援委員会名東ブロックに直接電話をして、相談予約を申し込む。

052-703-6706(10～16時 土日祝日・年末年始を除く)

また、学校とは別の相談機関もありますので、そちらを利用することもできます。

- ① 「ハートフレンドなごや」 052-683-8222
- ② 「こころの電話」 052-261-9671
- ③ 「フレンドリーナウ」 052-521-9640

高針台中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は名古屋市立高針台中学校生徒会といいます。

第2条 この会は高針台中学校生徒の健全な自主的活動により学校や地域社会と協力して、自分たちの生活改善や福祉を目指し、努力することを目的とします。

第3条 この会の会員は名古屋市立高針台中学校の生徒とし、全先生を顧問とします。

第2章 会員の権利と義務

第4条 会員はこの会の運営に自分の意見を反映させる権利を持ちます。また自分達の代表者を選挙したり、選挙されたりする権利を持ちます。

第5条 会員はこの会の決定事項に従う義務があります。

第3章 運営

第6条 この会の運営は協議機関と執行機関に分けて運営されます。

第7条 協議機関は生徒総会、生徒議会、学級会とし、この会の目的を達成するためのすべての議案について協議を行います。

第8条 執行機関は執行委員会、各種委員会、学年委員会、部活動連絡会とし、協議機関で協議された事項を実行します。

第4章 執行委員会

第9条 この会には会長1名、副会長1名、執行委員4名の役員を置きます。

第10条 役員は選挙により全校生徒の中から選ばれます。

第11条 役員にはこの会がより民主的により積極的に発展するよう努力する義務があります。

第12条 役員には次のような専任の仕事があります。

会長はこの会の代表者で、会の運営に責任を持ちます。副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はその仕事を代行します。執行委員はこの会に関する一切の記録の保持や発表などの仕事を行います。また、会長および副会長と共に執行委員会を構成し会の運営をします。

第13条 執行委員会は役員によって構成されます。また、必要に応じて、各種委員会、学年委員会、部活動部長会の代表を招集します。

第14条 執行委員会はこの会の目的を達成するためにあらゆる問題に取り組んで積極的に議案を作成しなければなりません。

第15条 執行委員会は必要に応じ、生徒議会および学年委員会、各種委員会、部活動連絡会を招集します。

第5章 生徒総会

第16条 生徒総会はこの会の最高の協議機関とし、全生徒に直接関係のある重大な問題が生じた場合に生徒会長が招集します。

第17条 生徒議会の連絡または報告その他の行事については生徒集会で行います。

第6章 生徒議会と議員

第 18 条 生徒議会は役員、議員で構成します。

第 19 条 生徒議会の定例会は1か月に1度、臨時会は役員、議員または会員が必要と認めた場合、適宜開かれます。

第 20 条 会員は生徒会長の許可があれば生徒議会の傍聴することができます。

第 21 条 生徒議会には2名の専任の議長を置きます。この議長は最初の生徒議会の時話し合いで決めます。

第 22 条 議長は執行委員会から出された議題について議事の進行をします。

第 23 条 議長は自ら発議をすることはできません。議長が発議をする場合は議員の中で議長を交代します。

第 24 条 議員の5分の4以上の出席がない場合は議会を開き決議することはできません。ただし、有事の際は学年の代表に参加を委任し、議会を開催することができます。

第 25 条 議事は採決により出席議員の過半数で決まります。可否が同数の場合は学級会へもどし再審議します。

第 26 条 生徒議会は必要に応じ役員の答弁を要請することができます。また、各種委員会部を議会へ出席させ答弁を要請することができます。

第 27 条 議員は各学級の総務委員と各種委員会委員長をこれにあてます。

第 28 条 役員と議員を兼ねることはできません。

第 29 条 議員が議案を生徒会へ提出する場合は、自分の属する学級会または各種委員会の過半数の賛成を必要とします。また、学級会、各種委員会の関数の要求があった場合は試案を議会に提出しなければなりません。

第 30 条 議員には学級会より議決権をまかせられます。しかし、必ず学級会の意向を考えて議決する必要があります。

第 31 条 役員および議員は全会員に絶えず議会の経過報告をしなければなりません。

第 32 条 議題は生徒議会が開かれる前日までに執行委員会へ提出します。執行委員会はこれをまとめて議長へ提出します。

第7章 学年委員会

第 33 条 学年委員会は、学級で選出された男女各1名ずつの総務委員で構成されます。

第 34 条 学年委員会は、各学年の行事の立案・運営をします。

第8章 各種委員会

第 35 条 各種委員会は学級より選出された男女各1名ずつの委員により構成されます。

第 36 条 各種委員会は議会および委員会で決定した事項について計画的に活動しなければなりません。

第9章 部活動連絡会

第 37 条 部活動連絡会は各部の部長により構成します。

第 38 条 部活動連絡会は執行委員の要請により、各部間の連絡調整をします。

第10章 選挙管理委員会

第 39 条 選挙管理委員会は各学級より選ばれた男女各1名ずつの代表で構成します。

第 40 条 選挙管理委員会は別に定める高針台中学校選挙規定により生徒会役員の選挙に関する一切の仕事をします。

第11章 会則の改廃

第 41 条 この会の会則の改廃は、議員の3分の2以上の賛成によって発議され生徒総会にかけられます。そして全会員の過半数の賛成により改廃することができます。ただし、職員会をへて校長の認可がなければなりません。

第12章 役員、議員及び各委員の任期

第 42 条 この会の役員、議員および委員の任期は6ヶ月とし、再選をさまたげません。ただし、改選のための選挙が行われるまでは前任者がその仕事を引き継いで行います。

第 43 条 この会の役員、議員および委員の改選は毎年2回行います。

第 44 条 この会の役員、議員および委員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行うか、兼任の形でこれを補います。

第13章 顧問

第 45 条 顧問の先生は生徒議会執行委員会その他の会において直接指導助言をします。

第 46 条 顧問の先生はこの会と職員会の連絡をします。

第14章 最高決定権

第 47 条 校長はこの会の活動に関するいかなる問題に対しても最高決定権を持ちます。

第15章 補足

第 48 条 この会則は議員の3分の2、全会員の過半数の賛成により職員会にかけられ、校長の認可によって施行せられます。

各種委員会の仕事

1 高針台中学校生徒会には次の各種委員会を設けます。

- (1) 生活委員会 (4) 健康委員会 (3) 環境委員会
- (4) 図書委員会 (5) 広報委員会 (6) ICT委員会

2 上記の委員会は次のような仕事を専門的に行います。

生活委員会 校内生活の改善

環境委員会 環境美化

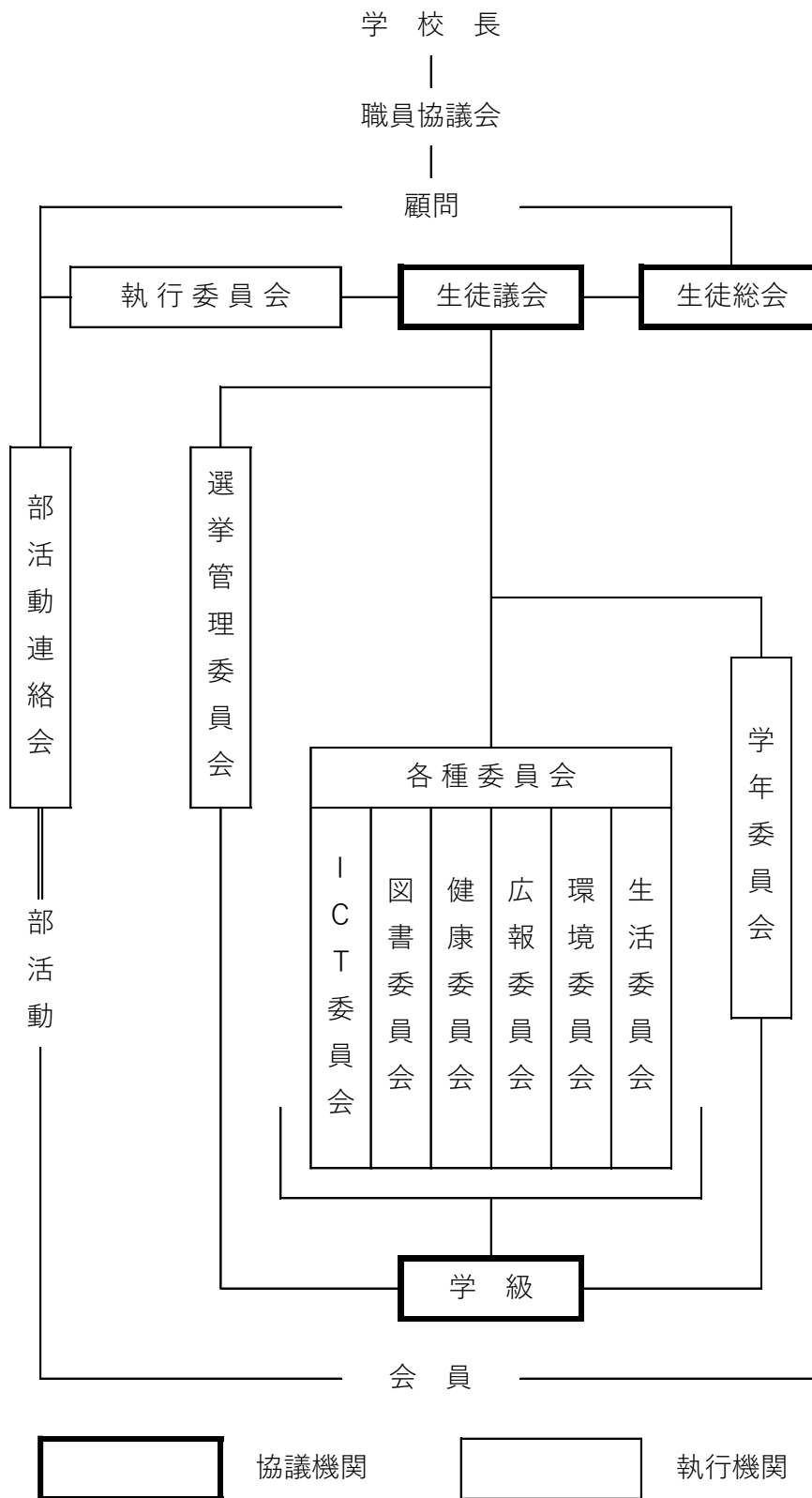
広報委員会 お昼の放送、掲示物の作成および掲示

健康委員会 心と体の健康に関する活動

図書委員会 学校図書の管理、図書室の運営

ICT委員会 ICT機器の情報提供、情報モラルについての呼びかけ

生徒会組織図



こんなこと、どこに相談すればいいの？

- ①いじめ ②学校生活 ③登校したくてもできない ④家族・家庭
⑤生きるのがつらい ⑥何でも(虐待等)

①～⑥ 児童相談所

757-6111 平日8:45～17:30

757-6112 平日時間外・休日

①～⑥ よりそいホットライン

0120-279-338 24時間

①～⑥ 子どもSOSダイヤル

0120-0-78310 24時間

④ なごやっ子SOS

761-4152 24時間

⑤ なごやいのちの電話

931-4343

⑥ 子どもの人権110

0120-007-110 平日8:30～17:15

⑥ 子どもの権利相談室「なごもっか」

0120-874-994 月火金 11:00～18:30

木 11:00～19:30

土 11:00～16:30

SNSで相談できるの？

- ①いじめ ②学校生活 ③登校したくてもできない ④家族・家庭 ⑤生きるのがつらい ⑥何でも
(虐待等)

3カ所とも①～⑥に対応します！



よりそいチャット



こころのほっとチャット



子ども・若者総合相談センター

ストレス対処早見表

ストレスと上手く付き合うために、ストレスを感じたら試してみよう。

リラックスの方法	気分転換の方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 深呼吸 ・ 寝る、横になって休む ・ 音楽を聴く ・ 散歩をする ・ お風呂に入る ・ おいしいものを食べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達と遊ぶ ・ 体を動かす ・ テレビなどを見る ・ 楽しいことを考える ・ 好きなことに打ち込む ・ 何かに集中する ・ 新しいことに挑戦する
気持ちを落ち着かせる方法	サポートを求める方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭を空っぽにする ・ 自分をはげます ・ 一人になる ・ 大声を出す ・ ぼーっとする ・ 日記を書く 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達や先生や家族に相談する ・ 信頼できる大人に話を聞いてもらう ・ だれかにどうしたらいいか聞く

ここに示したのは一例です。この他にもたくさんの方が方法があります。

自分に合った対処法を一つでも多く見つけておきましょう。

高針台中学校 なごや子ども応援委員会 (With you) 052-703-6706

高針台中学校生徒会役員選挙規定

第1章 選挙管理委員会

第1条 生徒議会は役員の要請により、生徒会役員の任期が満了した時、各学級より男女各1名ずつの選挙管理委員を選びます。

第2条 選挙管理委員は選挙管理委員会を構成し、委員長、副委員長を各1名ずつ選びます。

第3条 委員長、副委員長はこの会の運営に当たります。

第4条 選挙管理委員会は次の仕事を行います。

1. 選挙の公示(選挙期間、立候補届出期間、立候補手続き等)
2. 立候補の受付とその発表
3. 立会演説会の管理運営
4. 選挙の投票、管理、開票
5. 当選の確認とその発表
6. その他 役員選挙に必要な事項

第2章 立候補およびその届出

第5条 高針台中学校生徒は誰でも立候補できます。ただし、立候補者に対する責任者1名と推薦者30名以上の署名を必要とします。

第6条 立候補は定められた期間に、定められた用紙に必要事項を記入して選挙管理委員長に届け出なければなりません。

第7条 立候補者が定められた期間内に定員に満たない時は候補者の信任投票を行い欠員については議員の互選により選出します。

第3章 投票および当選者

第8条 投票は各候補者の中から会長1名、副会長1名、執行委員4名を所定の投票用紙に記入の上、投票します。

第9条 投票の結果、有効投票の最多数を得たものから順次当選者とします。同数の場合は決選投票とします。

第10条 候補者が定員と同数の場合は信任投票を行い、過半数をもって当選します。

第4章 選挙運動

第11条 選挙管理委員会は投票前に立会演説会を開きます。

第12条 立候補者は選挙管理委員会の主催する立会演説会で意見をのべなければなりません。

第5章 補足

第13条 生徒会会則第13章第54条により欠員が生じ、選挙の請求があった場合、選挙管理委員会は補欠選挙を行います。

第14条 選挙管理委員は立候補できません。選挙管理委員が立候補する場合は委員をやめて代理を出さなくてはなりません。

第15条 生徒会役員選挙規定の改廃は生徒議会の過半数の賛成によって可決され、校長の承認によって成立します。

第16条 この規約は昭和49年4月1日より実施します。

通学路について

- 1 通学路は下の図の **——** 線を通ること。家から一番近くの通学路へ出ること。
- 2 道路の右側を通ること。(対面通行)
- 3 通行はなるべく横に並ばないこと。
- 4 歩道のある所では必ず歩道を歩くこと。
- 5 横断歩道を渡ること。
- 6 横断はなるべく集団ですること。
- 7 横断をする時は、手で合図をすること。
- 8 事故をみたら110番へ連絡すること。
- 9 登下校はなるべく複数で行うこと。

